

第4期三原市幼稚園・保育所等適正配置実施計画

令和7(2025)年3月

三 原 市

〔 こども部こども保育課 〕
〔 教育部教育振興課 〕

目次

1 計画の位置付け・計画期間

- (1) 計画の位置付け
- (2) 計画期間

2 現状

- (1) 出生数及び就学前児童数の推移
- (2) 出生数及び就学前児童数の将来推計
- (3) 利用者数（園児数）の推移
- (4) 未入所児童及び待機児童の状況
- (5) 第3期計画の利用定員の充足状況

3 保護者及び事業者等の動向と課題

- (1) 保護者の入園及び入所の動向
- (2) 事業者等の動向
- (3) 対象年齢別の課題
- (4) 区域別の課題
- (5) その他の課題

4 市立施設のあり方

- (1) 設置目的等
- (2) 市立施設の役割
- (3) 市立施設の設置状況
- (4) 市立施設の課題
- (5) 今後の方向性

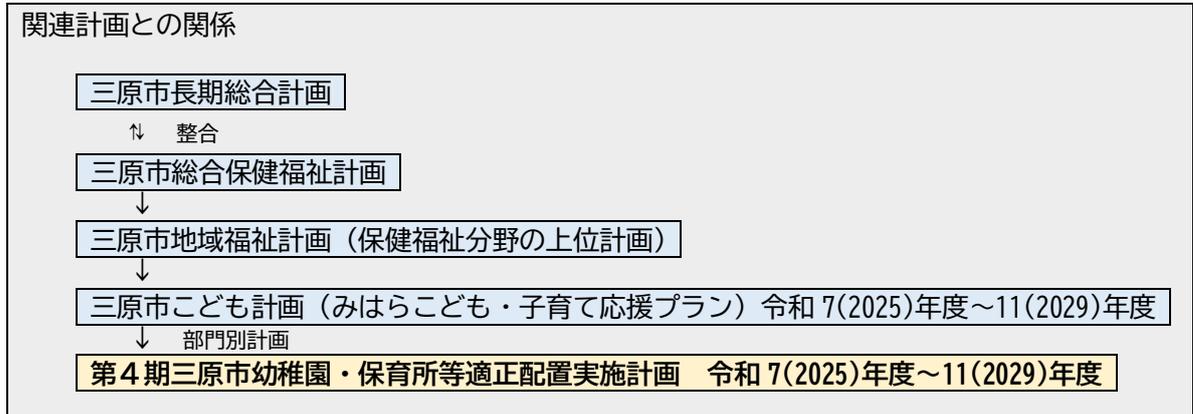
5 計画の推進

- (1) 計画の対象
- (2) 量の見込み（ニーズ）への対応
- (3) 適正配置の方針

1 計画の位置付け・計画期間

(1) 計画の位置付け

令和5(2023)年4月施行のこども基本法において、市町村に「こども計画」の策定が努力義務化された。子ども・若者・子育て施策を総合的・計画的に推進するための「三原市こども計画」は、「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「子どもの貧困対策計画」「子ども・若者計画」を内包した同法に基づく計画となっており、この三原市幼稚園・保育所等適正配置実施計画（以下「適正配置実施計画」という。）は、その部門別計画として、教育及び保育サービスの確保のための幼稚園及び保育所等の配置を定めることを目的とするものである。



(2) 計画期間

本計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間を計画期間とする。

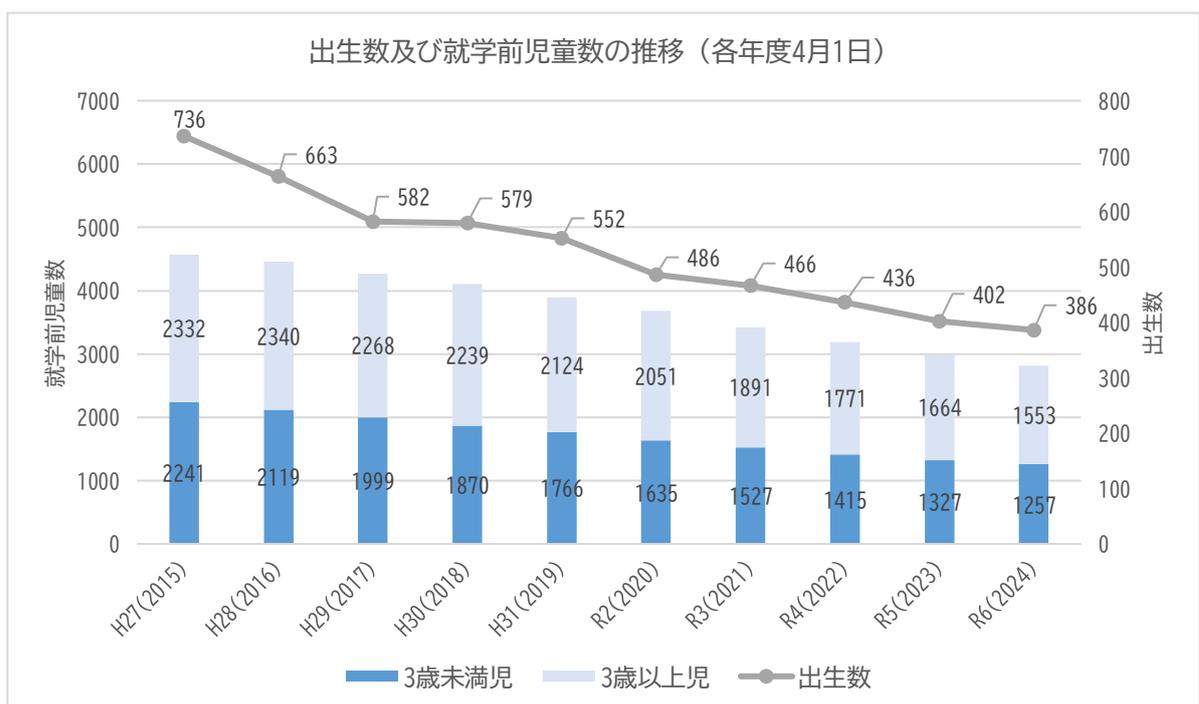
また、社会情勢の変化、事業の進捗状況等に応じて、また、法制度等が改正され、計画に影響が生じる場合は、速やかに見直しを行うこととする。

2 現状

(1) 出生数及び就学前児童数の推移

平成27(2015)年度以降の各年度の就学前児童人口をみると、年々減少傾向にあり、令和6(2024)年度では、2,810人（3歳未満児：1,257人、3歳以上児：1,553人）となっている。

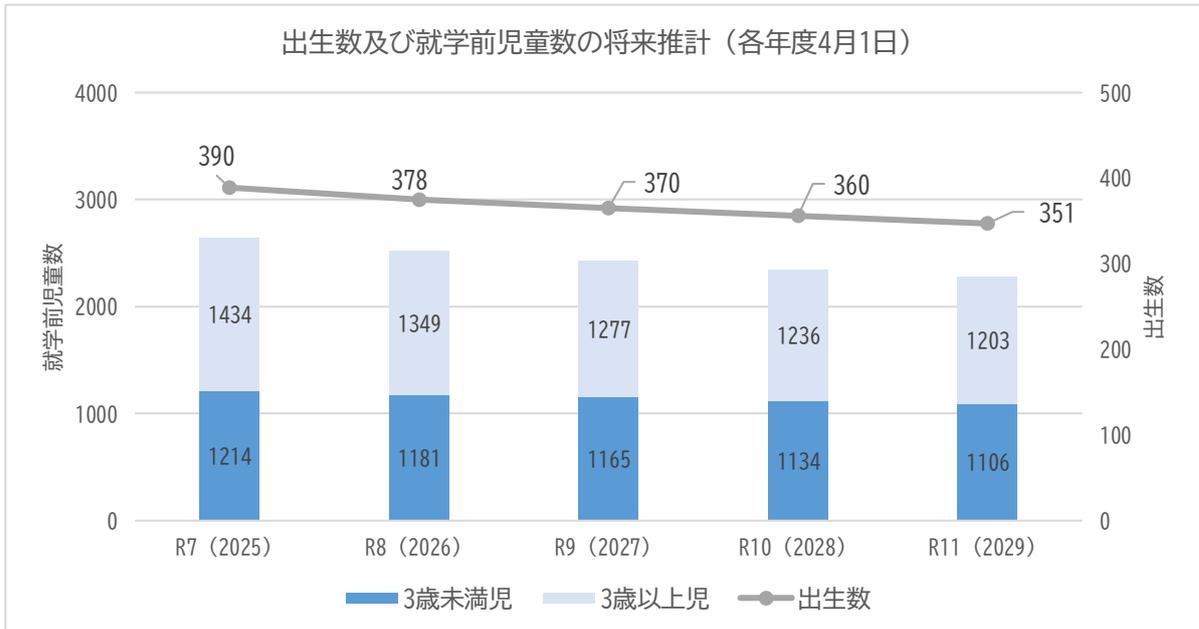
単位：人



(2) 出生数及び就学前児童数の将来推計

三原市こども計画によれば、次に示す通り、今後も減少傾向で推移することが見込まれている。

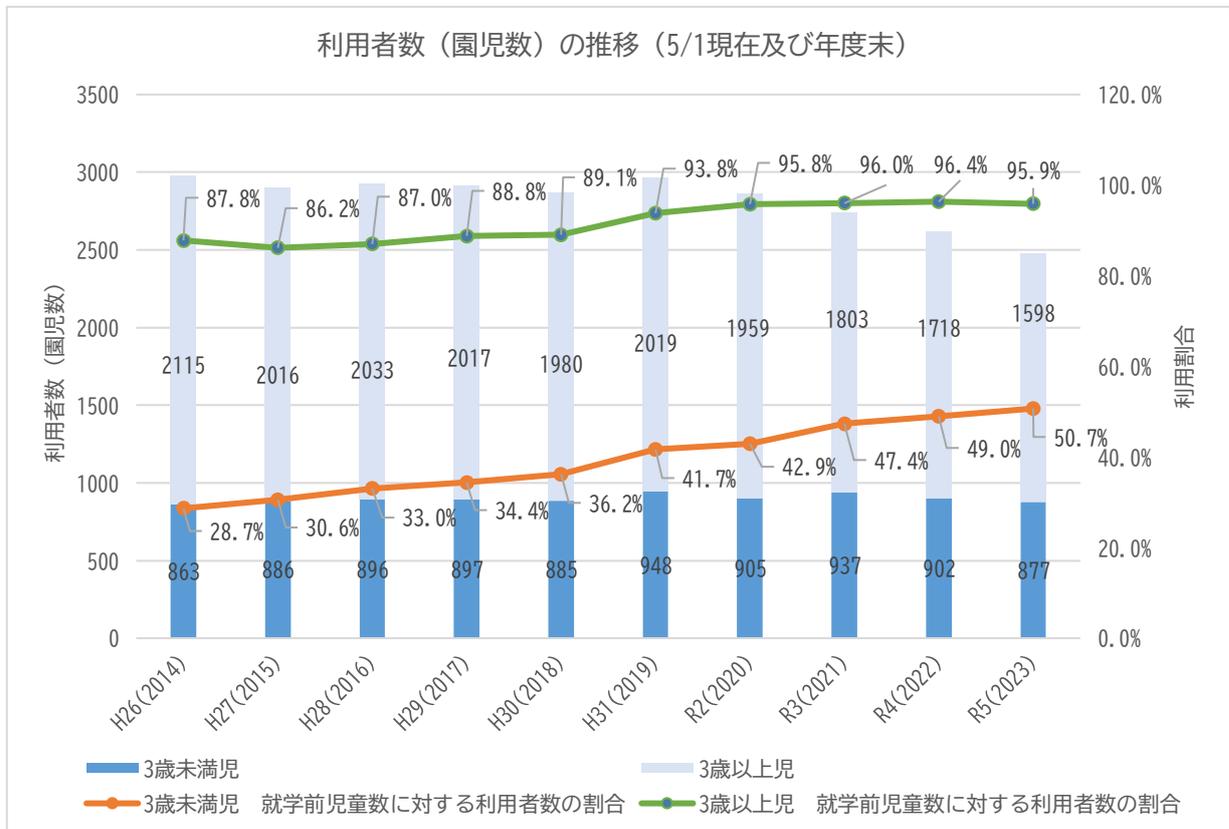
単位：人



(3) 利用者数（園児数）の推移

少子化の影響を受け、就学前児童数は減少傾向にあるものの、3歳未満児における教育・保育施設の利用割合は増加傾向にあり、この水準が継続するものと見込まれる。

単位：人、%



※ 1号認定子ども（満3歳児は除く）は5月1日現在、その他は年度末の人数（認可外施設は除く）

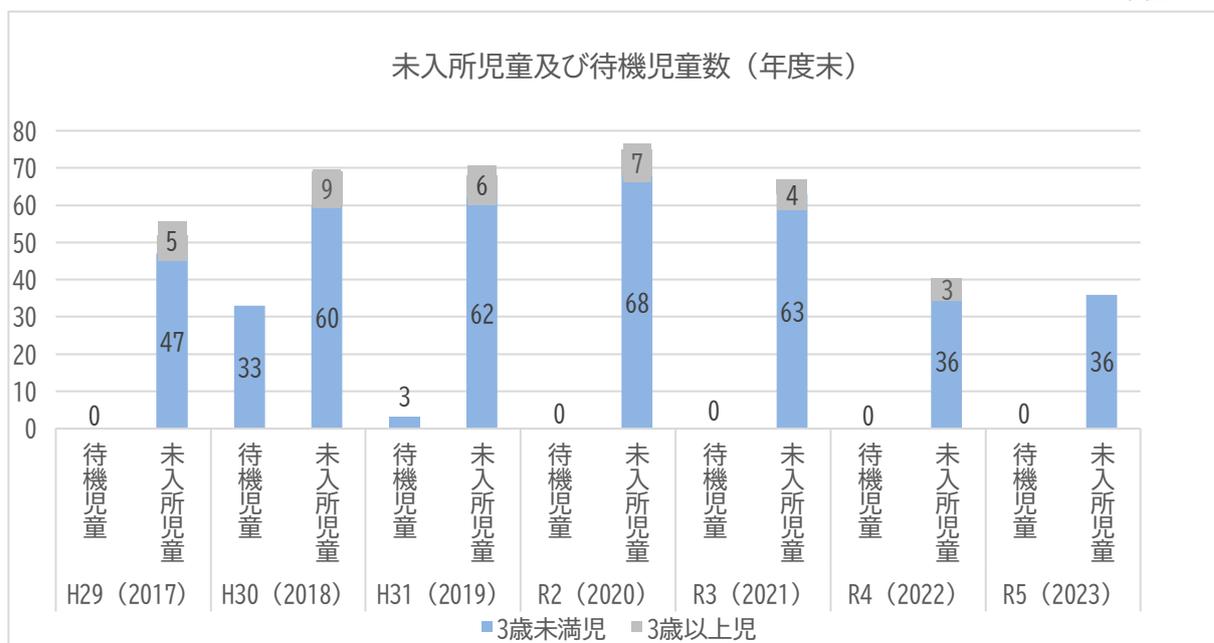
(4) 未入所児童及び待機児童の状況

保育所、認定こども園及び地域型保育事業では、年度末に向けて、徐々に入所希望者が増えるため、未入所児童や待機児童が発生しやすい傾向にある。

待機児童は、平成 30(2018)年度末をピークに減少し、令和 2(2020)年度以降では発生していないが、未入所児童は、毎年度一定数発生している。

※平成 30(2018)年度の待機児童は、平成 30(2018)年 7 月豪雨災害により、1 施設が被災したことに伴い受け入れが出来なかったことにより発生したものの。

単位：人



(5) 第 3 期計画の利用定員の充足状況

「みはら子育て応援プラン」により、ニーズに対応した区域ごとの利用定員を設定し、幼稚園の認定こども園化や小規模保育事業から保育所・認定こども園への移行拡充により、受け皿の整備を進めてきた。

○教育・保育事業にかかる利用実績と確保方策【市全域】

単位：人

年度	令和 2(2020)年度（実績）					令和 5(2023)年度（実績）				
	1 号	2 号	3 号		計	1 号	2 号	3 号		計
			教育	保育				教育	保育	
年齢区分	3 歳以上		0 歳	1・2 歳	3 歳以上		0 歳	1・2 歳		
利用者 A	918	1,067	203	615	2,803	699	964	201	621	2,485
確保方策 B	1,617	1,104	214	782	3,717	1,202	1,116	224	784	3,326
認定こども園	335	557	106	372	1,370	335	550	103	361	1,349
幼稚園	1,282	-	-	-	1,282	867	-	-	-	867
保育所	-	547	86	351	984	-	566	96	346	1,008
地域型保育	-	-	22	59	81	-	-	25	77	102
(B-A)= C	699	37	11	167	914	503	152	23	163	841

- ・令和 2(2020)年度、令和 5(2023)年度ともに「確保方策」が「利用者」を上回っている。
- ・利用者全体の数値は減少にあるものの、3 号認定（0～2 歳）の需要は微増となっている。
- ・待機児童は発生していないものの、未入所児童は一定数発生している。

3 保護者及び事業者等の動向と課題

(1) 保護者の入園及び入所の動向

3歳以上児については、令和元(2019)年10月から始まった幼児教育・保育の無償化がもたらす費用負担の変化に伴い、幼児教育の提供と長時間保育できる私立認定こども園等に利用者が移行する傾向にあり、市立幼稚園の利用者が減少している。また、3歳未満児については、出産後に早期職場復帰するという傾向が高まり、今後も保育ニーズが見込まれる。

(2) 事業者等の動向

幼稚園・保育所等を運営している各事業者等へのヒアリングでは、利用定員の減の意向が示される状況から次のことが推測される。

ア 利用定員の減について

人口減少に伴う利用者の減と、保育士等の確保が難しいことから、利用定員を減ずる施設が一定数存在する。私立認定こども園等に支給される園児1人当たりの給付費は、利用定員が少ないほうが、単価が上がるため、利用定員は減少しても、経営の安定性には影響しない状況が見られる。

イ 小規模保育事業から保育所等への移行拡充・幼稚園の認定こども園化について

小規模保育事業の移行拡充により、0歳児から小学校就学前まで同一施設での保育の受入を可能にし、施設側も規模拡充により経営の安定化が図られる。

また、幼稚園では、3歳未満児も対象となるこども園化をすることで、保護者の多様なニーズに対応することを可能とし、入園者の確保を図り、経営の安定化をめざすものとみられる。

(3) 対象年齢別の課題

少子化により年々子どもの数が減少している影響から、3歳以上児の利用定員に対する充足率は高い状況にない。一方、3歳未満児については、出産後に早期職場復帰する傾向があるため、そのニーズは年々高まっており、区域によって充足率は非常に高い状況となっている。

「教育・保育事業のニーズ調査（令和5(2023)年度実施）」においても、今後の3歳未満児の利用率は維持される予測としている。

また、待機児童は発生していないものの、未入所児童が毎年度一定数発生しており、特に3歳未満児に多数見受けられる状況である。

(4) 区域別の課題

現在、市内を5つの区域（東部：第一中・第二中学校区、西部：第五中・本郷中学校区、南部：第四中・幸崎中学校区、北部：久井中・大和中学校区、中部：第三中・宮浦中学校区）に分け、各区域におけるニーズに対して、受け皿を整備・調整してきたが、保育所・認定こども園を利用する2号・3号認定子どもに関して、住居区域に関係なく区域を超えて利用する傾向となっている。

そのため、一部の区域（東部・中部）においては、双方の確保方策（利用定員）の枠の範囲内で調整することも必要となる。また、一部の区域に毎年度一定数の未入所児童が発生している状況である。

ア 各区域内施設の利用者の在住区域別の利用者数及び割合（R5(2023)年度末、2・3号認定子ども）

単位：人、%

在住 施設	東部		西部		南部		北部		中部	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
東部	312人	55.3%	9人	1.8%	3人	4.8%	0人	0.0%	120人	18.0%
西部	58人	10.3%	449人	90.7%	8人	12.9%	2人	1.2%	73人	10.9%
南部	4人	0.7%	5人	1.0%	30人	48.4%	0人	0.0%	18人	2.7%
北部	2人	0.4%	2人	0.4%	2人	3.2%	164人	98.8%	3人	0.4%
中部	188人	33.3%	30人	6.1%	19人	30.6%	0人	0.0%	454人	68.0%

イ 区域別の未入所児童の発生状況（各年度末）

単位：人

	令和2(2020)年度		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
東部	13	2	15	0	11	0	8	0
西部	17	2	17	0	11	0	10	0
南部	1	0	1	0	0	0	0	0
北部	0	0	0	0	0	0	1	0
中部	37	3	28	4	13	3	17	0
その他（広域）	0	0	2	0	1	0	0	0
合計	68	7	63	4	36	3	36	0
	75		67		39		36	

(5) その他の課題（子ども・子育て会議における検討部会からの報告）

ア 人材の確保

保育士の確保に関しては、新規学卒者が、教員免許や保育士資格を取得しても、何らかの理由で幼児教育・保育の現場以外に職を求めることや、都市部へ人材が流れていることが考えられる。また、近年では潜在保育士が増えていることも人材の確保の難しさと考えられるため、これらに関する取組が必要となる。

イ 幼児教育・保育の質の確保・向上

これまでは、待機児童及び未入所児童対策として、「量」の確保に注力してきたが、子どもが健やかに育ち、保護者が安心して預けられるようにするため、今後は「質」の確保・向上が重要となる。

「幼児教育・保育の質」に関しては、主に「幼児教育・保育の内容」・「幼児教育・保育の環境」・「人材」の観点と考えられ、教育・保育施設では、それぞれの観点に関連した取組を行う必要がある。また、質の確保と向上には、「人材」が大きく影響するもので、保育士等が保育実践や研修などを通じて幼児教育・保育の専門性を高めていくことが求められるため、教育・保育施設においては、内部の人材育成のみならず、外部の研修や市内の施設間の連携・交流や情報交換を通じて、幼児教育・保育の専門性を高める機会を率先して確保する取組が必要となる。

4 市立施設のあり方

(1) 設置目的等

ア 幼稚園

学校教育法第 22 条に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、心身の発達を助長することを目的としている。

学校教育法第 1 条における学校として、文部科学大臣が定める教育課程を履修する幼児教育機関として、同法第 2 条の設置者が設置することができるものとされている。

イ 保育所

児童福祉法第 39 条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的としている。

児童福祉法第 24 条第 1 項に、市町村は「保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育しなければならない」と保育を義務付けられている。

ウ 認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満 3 歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的としている。

同法第 24 条第 2 項に、市町村は「前項に規定する児童に対し、認定こども園・・・(中略)・・・により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない」と義務付けられている。

(2) 市立施設の役割

第 3 期（変更）計画において、求められる姿から市の役割の基本的な考え方を次の通りとする。

ア 質の高い幼児教育・保育サービスの提供体制の維持

イ 配慮が必要な児童へのサービスの提供

ウ 民間活力の活用が困難と見込まれる区域への受け皿の確保

エ サービス提供のセーフティネット（緊急時の保育の継続など）

オ 就学前児童の教育・保育の充実を図るための幼児教育の拠点化

(3) 市立施設の設置状況（R6(2024)年 4 月）

ア 市内の公立・私立施設数

施設区分	市立	国立	私立	計
幼稚園	2	1	2	5
保育所	8	-	4	12
幼保連携型認定こども園	2	-	8	10
幼稚園型認定こども園	1	-	3	4
小規模保育事業	-	-	3	3
事業所内保育事業	-	-	2	2
合計	13	1	22	36

イ 市立幼稚園

施設名	定員	入所者数	建築年月	課題
南幼稚園	36	5	S52(1977).3	経年劣化、園児数減
本郷幼稚園	120	44	S57(1982).3 H23(2011).8	経年劣化、園児数減

ウ 市立保育所

施設名	定員	入所者数	建築年月	課題
円一保育所	155	116	H25(2013).10	児童数減
糸崎保育所	40	28	S57(1982).3	経年劣化、児童数減
幸崎保育所	45	26	S51(1976).6	経年劣化、児童数減
中之町保育所	65	50	S56(1981).4	経年劣化、児童数減
高坂保育所	30	15	S50(1975).6	経年劣化、児童数減
長谷保育所	60	18	S51(1976).3	経年劣化、児童数減
本郷保育所	100	68	S58(1983).12	経年劣化、児童数減
本郷ひまわり保育所	120	82	H16(2004).3	児童数減

エ 市立認定こども園

施設名	定員	入所者数	建築年月	課題
認定こども園田野浦幼稚園	70	65	S51(1976).3	園児数減
久井認定こども園	140	74	H26(2014).4	園児数減
大和認定こども園	185	60	H20(2008).3	園児数減

(4) 市立施設の課題

ア 施設の経年劣化

いずれの施設も耐震基準は満たしているものの、6割を超える施設が、昭和50(1975)年代に建築した施設であるため、経年劣化が進んでおり維持補修が欠かせない状況である。

特に保育施設では長期休暇がないことから、大きな修繕がされないまま、施設の経年劣化が進んでいる状況である。

幼稚園施設は、小学校内に並設されたものと小学校とは別に独立して設置されたものがあり、現在、休園している園を含め、学校施設長寿命化計画の対象としている。

並設園については、学校の長寿命化の着手に合わせ改修工事を行うが、休園の独立園については、今後の方向性が未定のため、実施を見送っている状況である。

イ 少子化等による利用者の減

幼児教育・保育の無償化が行われ、利用する施設の選択肢が増えたことや保護者ニーズが変化してきたことなどから、市立幼稚園の利用者は減少し続けている。

一方、私立幼稚園は、3歳未満児を受け入れる幼稚園型認定こども園化に取り組んできている。

ウ 保育所における幼児教育の充実

平成30年の保育所保育指針改定により、幼稚園や認定こども園と同様に、幼児教育の一翼を担う施設として位置付けられた。

保育所保育指針で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が保育所にも示されており、小学校教育への円滑な接続を図ることを求められおり、幼児教育を充実強化する必要がある。

エ 保育士、保育教諭等、人材の確保

例年、退職者補充のため職員採用を行っているが、応募者が少ない傾向が続いている。加えて採用辞退や普通退職等もあり、会計年度任用職員を採用せざるを得ない状況にある。特に、配慮が必要な児童への対応には1対1のようなマンパワーが必要になるため、人材の確保は切実な課題である。

オ 市立・私立の役割分担

市立は、幼児教育・保育サービスの提供に引き続き取り組むとともに、幼児教育拠点化などによ

り、就学前児童の教育・保育を充実させる役割を担い、これと連携し、私立が幼児教育・保育の実践を担う体制が必要である。

カ 運営経費

市立施設の運営経費については、大半が一般財源において賄っているが、私立施設では、国・県の財源及び市の一般財源を充てて運営しているため、市立施設と私立施設では、負担額に大きな差が生じている。

(5) 今後の方向性

公私や施設類型にかかわらず、全ての就学前施設の幼児教育力の向上のため、市立施設の実践成果を積極的に私立施設にアウトリーチしながら、市内全体の幼児教育の底上げを図るなど役割の強化に努めるとともに、将来の就学前児童数や区域ごとの公私を合わせた確保方策（利用定員）を検討し、市立施設の利用定員の最適化を図る。

また、国が示す新制度や新たな子育て支援施策への対応について、その動向に注視しながら、本市におけるサービス提供に関して研究・検討する。

5 計画の推進

(1) 計画の対象

計画期間中は、教育・保育において重要な役割を果たしている民間事業者も含めた確保方策（利用定員）の計画とする。

(2) 量の見込み（ニーズ）への対応

三原市こども計画の策定に当たっての量の見込み（ニーズ）では、次表のとおり、量の見込み（ニーズ）に対して、確保方策（利用定員）が上回る見込みであり、未入所児童の減少にもつながる。

○教育・保育事業に係る量の見込み及び確保方策（市全域）

単位：人

年度	令和 7(2025)年度						令和 11(2029)年度					
	教育		保育			計	教育		保育			計
	1号	2号	3号		1号		2号	3号				
年齢区分	3歳以上		0歳	1歳	2歳	3歳以上		0歳	1歳	2歳		
量の見込み A	633	765	188	237	253	2,076	518	664	170	221	230	1,803
確保方策 B	990	1,205	221	347	440	3,359	990	1,205	221	347	440	3,359
認定こども園	502	712	116	176	224	1,730	502	712	116	176	224	1,730
幼稚園	368	—	—	—	—	368	368	—	—	—	—	368
保育所	—	493	83	138	181	895	—	493	83	138	181	895
確認を受けない幼稚園	120	—	—	—	—	120	120	—	—	—	—	120
地域型保育	—	—	22	33	35	90	—	—	22	33	35	90
(B-A)= C	357	440	33	110	187	1,283	472	541	51	126	210	1,556

年度	増減（令和 11(2029)年度－令和 7(2025)年度）					
	教育		保育			計
	1号	2号	3号			
年齢区分	3歳以上		0歳	1歳	2歳	
量の見込み A	▲115	▲101	▲18	▲16	▲23	▲273
確保方策 B	0	0	0	0	0	0
認定こども園	0	0	0	0	0	0
幼稚園	0	—	—	—	—	0
保育所	—	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0	—	—	—	—	0
地域型保育	—	—	0	0	0	0
(B-A)= C	115	101	18	16	23	273

(3) 適正配置の方針

三原市こども計画に基づき、待機児童ゼロの継続及び未入所児童の解消をめざす等、将来にわたり適切な教育・保育サービスを提供するための持続可能な保育環境（確保方策・利用定員）を整える。

ア 民間活力の活用

民間活力を活用する観点から、施設の位置する地域の幼児教育・保育ニーズが継続的に見込まれると考えられる場合には、市立施設の利用定員の調整や施設再編により、教育・保育の質を十分に確保しながら、受け皿を民間事業者に移行していくとともに、入所状況を勘案しながら、市立施設の利用定員の最適化を図る。

イ 確保方策（利用定員）の調整

少子化が進む中で、各施設の確保方策（利用定員）の拡大については、全確保方策（利用定員）の枠の範囲内で慎重に調整することとする。

ウ 市立施設における運営継続と再編

幼児教育・保育の受け皿確保の観点を踏まえつつ、当面教育・保育ニーズが続くと見込まれる施設は、運営を継続する。ただし、利用定員管理のため、必要に応じて柔軟に運営縮小等を検討する。

また、施設の経年劣化の対策と維持管理・運営コスト低減のため、施設の再編を検討する。

(ア) 施設ごとに一定規模の利用人数を維持するため再編を検討

- ・少子化に伴う就学前児童の減少が顕著であり、将来推計においても同様の傾向にある。
- ・子どもにとって望ましい集団規模で生活できる環境を整えることが必要。

(イ) 経年劣化が進んでいる施設は施設整備と合わせて再編を検討

- ・経年劣化が著しい施設が多いことから、これらをできるだけ解消し、施設の安全性をさらに向上させることが必要である。

(ロ) 再編を優先的に進める候補は今後、各施設における現状と課題等をもとに検討

- ・利用人数規模、入園状況、施設の築年数、周辺状況等、多角的な視点から検討を行う。
- ・再編による周辺私立施設の受け入れ等の影響を踏まえて検討する必要がある。

(ハ) 市立認定こども園化の検討

- ・西部区域において、継続的な教育・保育ニーズが見込まれるため、市立施設の認定こども園化の検討を行う。

(ニ) 市の運営継続における検討

- ・配慮が必要な児童に対応できる体制を整えるとした南幼稚園は、園児の少人数化及び施設の経年劣化が進んでいることから、長寿命化改修の時期を踏まえ、再編等について検討を行う。
- ・市内全体の幼児教育の底上げを図るため、継続して、認定こども園田野浦幼稚園からのアウトリーチに努める。

エ 市立施設の休園及び閉園にかかる考え方

(ア) 幼稚園

現在、三原市立幼稚園規則に基づき、休園している11園は、本計画における就学前児童数の推移において、今後、園再開の目途がなく、確保方策（利用定員）が量の見込みを充足すると見込まれる場合は、順次、閉園措置を行う。

(イ) 保育所・認定こども園

利用定員を大きく下回る利用状況による休園措置はとらないものの、目安として利用人数が一定数（20人未満※）に達しない施設を中心に、優先的に再編の検討を行う。

※20人未満：認可保育所の要件として「定員20人以上」とされていることから、施設の再編の目安を20人未満としている。また、20人未満の場合、子どもにとって望ましい集団規模で生活できる環境としての役割を果たすことが困難となる。

(ロ) その他

在園児がいる中での閉園措置については、在園児への影響を最大限配慮する。